

電解二酸化マンガンに対して課する
不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令要綱

1. 関税定率法の規定に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税の課税期間を令和11年2月25日まで延長することとする。（第1条関係）
2. その他所要の規定の整備を行うこととする。
3. この政令は、令和6年3月1日から施行することとする。（附則関係）